

令和元年 9 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和元年9月30日(月)午後1時30分から午後4時27分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	岩垂 治
11番	窪田 英明	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	20番	古沢 明子
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
26番	堀口 崇		

4 欠席農業委員 3人

12番	塩原 忠	15番	長谷川直史
25番	上條信太郎		

5 出席推進委員 5人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推5番	太田 辰男	推11番	上條 一利
推12番	堀内 俊男		

6 議 事 (農地に関する事項)

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件…………… (議案第98号)
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件…………… (議案第99号、第100号)
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…………… (議案第101号～第105号)
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第106号)
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…………… (議案第107号～第114号)
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…………… (議案第115号)
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…………… (議案第116号)

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 公共事業の施行に伴う届出の件
- エ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- オ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による届出の件

キ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和元年度松本市農業施策に関する意見書の決定について……………（議案第117号）

(2) 協議事項

ア 令和元年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功労者等表彰候補者の推薦について

イ 令和元年度全国農業新聞の普及推進について

(3) 報告事項

ア 令和元年度第2回農業経営改善計画の審査結果について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
	農 政 課		担当係長	東山 睦子
	〃		主 事	川嶋 遥
	〃		主 事	宇治 樹
		松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 6番 金子 文彦 委員

8番 河西 穂高 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を始めてまいります。

初めに、議案第98号 農用地利用集積計画の決定の件、関連して農地中間管理権の決定にかかわる議案第99号及び議案第100号農用地利用配

分計画案の承認の件ついてを一括上程いたします。

最初に、議案を掲載されている新規就農者について、事務局から説明をしていただき、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。

今月の議案にのっております新規就農者につきまして、農業委員会事務局の青柳から報告をさせていただきます。

それでは、議案の第8ページをごらんください。

今月の新規就農者ですけれども、1名の方がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。

お名前ですが、〇〇〇〇様、ご住所は寿、今回借り入れる農地の所在地は島立となっております。また、借り入れ農地ですが、1筆、1,000平米を予定しております。今回の就農の目的ですけれども、農産物の出荷等を行う営農、また栽培品目はキュウリということでお話をちょうだいしてございます。また、出荷先につきましてはJA、販売量につきましては15トンほど、販売額は300万円を見込んでおります。

こちらの方ですけれども、島立の農家のもとで6年間ほどキュウリ栽培に従事されておりまして、今回独立するために新規就農されるということでお話をいただいております。

また、その他の情報としまして、寿からの通作距離が7キロと、やや遠目ですが、車で移動して農業をされるということですのでお願いいたします。

また、トラクターと草刈り機をご自分で保有してございますが、もともと研修を受けていた島立の農家の方の倉庫でそういった道具を保管しておりまして、農地のすぐ近くの倉庫にトラクター等は保管してあるということでお話をいただいております。

それから、今後ですけれども、規模拡大を目指すということでお話をいただいております。もし島立等でキュウリの栽培に使えるような農地がございましたら、ぜひご紹介をいただければと存じます。

議案につきましては、2ページの3番、こちらの利用権設定の件が対象となりますので、お願いいたします。

また、今回の新規就農の署名につきましては、島立の濱農業委員、それから寿の赤羽推進委員にそれぞれご署名をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

新規就農者の説明につきましては以上になります。

議 長

ありがとうございました。

引き続きまして、議案をお願いいたします。

宇治主事、お願いします。

宇治（農政課）

いつも大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。
恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。
最初に、1ページをごらんください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第98号になります。

合計欄のみ読み上げますので、5ページをごらんください。

合計、一般、筆数35筆、貸し付け17人、借り入れ11人、面積8万1,732平米。

円滑化事業分、筆数25筆、貸し付け17人、借り入れ17人、面積4万7,421平米。

経営移譲、筆数21筆、貸し付け3人、借り入れ3人、面積2万140平米。

利用権の移転、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積545平米。

所有権の移転、筆数2筆、貸し付け2人、借り入れ2人、面積472平米。

農地中間管理権の設定、筆数16筆、貸し付け11人、借り入れ1人、面積3万5,930平米。

合計、筆数100筆、貸し付け51人、借り入れ35人、面積18万6,240平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者の集積は、筆数54筆、面積11万9,619平米、集積率は92.23%になります。

議案第98号は移譲となります。

続きまして、6ページをごらんください。

5－（1）－イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第99号になります。

合計欄のみ読み上げます。

合計、筆数15筆、貸し付け1人、借り入れ10人、面積3万3,709平米。

当月の利用件の設定のうち認定農業者への集積は、筆数12筆、面積2万7,026筆、集積率は80.17%になります。

議案第99号は以上となります。

続きまして、7ページをごらんください。

議案第100号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,221平米、認定農業者への集積はございません。

議案第100号は以上となります。

議 長

ただいま議案第98号、そして99号、そして100号、3つの議案の説明があったわけでありましたが、これらの議案に対しまして、農業委員、推進委員の皆様から質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

この3議案について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。ありがとうございました。

すみません、初めに青柳主任から説明のあった〇〇さんについて、濱委員から補足の説明がありましたらお願いします。

濱農業委員

青柳主任の説明のとおりでございますけれども、今栽培している農地は、以前は〇〇さんがやっていて、そこの従業員としてずっと同じハウスでキュウリ栽培をやっておりました。島立は果菜部会が大分活発で、特にキュウリに関しては個人選果の共同出荷ということをやっています。その中で基準をずっとクリアしてこれたということは、非常に努力されていると思っております。

お話を伺いましたが、意欲的に取り組んでおられて、まだまだ広げたいというようなお話もありまして、これから島立の果菜部会の一員として思う存分やっていただけるものだと感じております。

以上です。

議 長

どうもありがとうございました。

続きまして、議案第101号から105号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件についてを上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、総会資料9ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

初めに、議案第101号、笹部2丁目〇〇〇-〇、現況地目、田、6.79平米を農地の一体利用のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

なお、〇〇〇〇さんの耕作面積は、許可要件であります旧市地区の下限面積30アールに欠けていますが、申請農地につきましては、隣接する〇〇さんの所有地を利用しなければ利用は困難であると判断し、農地法施行令第2条第3項に規定されている下限面積の例外として本申請を受理いたしました。

続きまして、議案第102号、新村〇〇〇、現況地目、田、1,151平米外3筆、合計1,619平米を農地の保全のため、贈与により〇〇〇〇

さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第103号、今井〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、5、259平米外4筆、合計6、969平米を農地の保全のため、競売により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、10ページをごらんください。

議案第104号、小屋南2丁目〇〇、現況地目、田、1、153平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第105号、五常〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、1、080平米外1筆、合計1、262平米を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上5件につきましては、先ほど説明しました下限面積の例外とする議案第101号を除き、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま101号から105号までの説明があったわけではありますが、3条の規定による面積ということでございましたが、101番、これは笹部でありますので、青木委員さん、お願いたします。

青木農業委員

笹部2丁目でございますが、〇〇のあるところ、西側から少し細い道を北側のほうに上がっていきますと、〇〇〇〇〇〇という〇〇がありまして、そのちょうど南側にこの〇さんの田んぼがありまして、その隣に、渡すほうが〇さんですね。それで、買うほうの〇〇さんの田んぼが隣り合わせにあります、〇さんのほうの田んぼが奥のほうにあるんですが、そこへ行くのに、実は水掛口用の水路があったんですが、この水路が6.79平米でございます、この奥のほうの田んぼは、もう田んぼをやめて、何かお聞きすると売るようなお話をちょっと伺いまして、要は使わなくなってしまったということのために、〇さんのところでその水路を一体化して田んぼと一緒にするという形で見てまいりまして、特にそういうことで見てまいりまして、問題ないというように判断いたしました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて、102は新村でありますので、柳澤委員さん、お願いたします。

柳澤農業委員

それでは、102号ですが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとはご兄弟でありまして、地主の〇〇〇〇さんのほうが京都にお住まいということでございます。現状、兄であります〇〇〇〇さんが耕作をしているという内容でして、〇〇〇番地の関係は圃場整備された田んぼでございます。現状、お米がつくってあります。それから、〇〇〇-〇から同じく〇〇〇-〇まで、3筆になっておりますが、〇〇〇〇さんのお宅の裏側という場所になります。現状、自家用の野菜等がつくられておりました。そういうことで、農地の保全という意味で、問題はないではないかと見てまいりましたが、お願いたし

ます。

議 長 103でございますが、今井でありますので、田中代理、お願いいたします。

田中農業委員 先月、競売の適格化の審査をお願いした〇〇さんですが、〇〇の西、整然と畑、管理されておりました。何ら問題ないと判断いたしました。

議 長 続いて、小屋南でありますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 ちょっと皆様のご存じのランドマークがないので、圃場の場所の説明が非常に難しいんですけれども、場所は〇〇〇〇〇の西側、直線300メートルぐらいのところに小屋南の〇〇〇〇〇という〇〇があるんですけれども、その西側に南北に走る道路がありまして、この〇〇から北へ200メートルぐらい行ったところの左側にある圃場がこの対象になっております。圃場を確認しましたけれども、大豆が栽培されていまして、適当に耕作されていたと確認をしております。

また、譲受人の〇〇さんですけれども、地元で〇〇〇〇の〇〇だとか〇〇を行う会社を営んでいる傍ら、農業にも取り組んでおられると。それとあわせて、今回の圃場の隣の圃場で水田をつくっているということで、特に問題ないというように考えております。

以上であります。

議 長 105番でございますが、五常でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 〇〇さん、この方は〇〇〇〇のほうにお住まいになっております。市内に軽トラックで通いながら、今現在、農業をしているということ。そして、〇〇さんにつきましては、先祖ずっと四賀地区で農業をしておりましたけれども、上田市のほうに移り住んでおります。その農地を〇〇さんがお借りして、まだ50前の非常に元気がある方で、これからの活躍を期待したいということで、問題はなしということでお願いします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまのそれぞれの地区の委員さんに説明していただいたわけですが、全体を通してこの議案に対しまして委員の皆様、また推進委員の皆様、ご意見がありましたらいただきたいと思っております。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。
農地法第3条の規定による案件5件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様に向いますが、議案第101号から105号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件につきましては原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、106号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件についてを上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、議案書の11ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案106号です。この件につきましては、先月の定例総会で報告させていただきましたが、今回申請がありましたので、内容について説明します。

梓川梓〇〇〇〇、現況地目、畑、1,417平米のうち10.7平米に梓川梓にお住まいの〇〇〇〇さんが営農型太陽光発電施設を一時転用で設置する計画です。農地区分は農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

以上、1件、よろしくをお願いいたします。

議長

次に、地元委員の意見をお願いいたします。

古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員

お願いいたします。

議案番号106号の写真をごらんください。向かって左側が道路になっております。ここでこのようにパネルが続いております。現地の確認は波場さんとともに見てまいりました。この件は、例外というように、申請者が死亡しております、奥様の〇〇さんが相続されるということになりました。それで、この件は、いわば強引に許可を得たというような案件だと思います。

それで、私ども梓川の委員の中で相談をいたしましたが、意見といたしましては、このような件は、期間3年という中できちんとできてはいない。それと同時に、フキを始めていたのに、今度はワラビに変更したと。そのような幾つもの課題を残したまま、このように継続されることになりました。ですので、これからの進捗状況は、きちんと事務局も対応していただきたいというのもございますし、私ども地元の農業委員もきちんと見てまいります。

ただ、このようなことがこれから続きまして、いろいろな事例が出てまいりますと、悪い例の一例となってまいりますので、きちんと精査をしてい

ただいて、進捗状況を見守っていただきたいという意見が出ております。よろしく願いいたします。

議長 次に、現地調査をしていただきました青木委員さん、中條委員さん。青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 私のほうからご説明をいたします。

写真の左側が道路になっておりましたんですが、道路のところ少し写真の中でフェンスみたいな囲いが見えますが、非常にきれいに囲ってありまして、安全が保たれるんじゃないかというのが1つ。

それから、この見に行った時点では、きれいに中を刈り取られていて、きれいに整理されていて、特に問題になるようなところが見受けられませんでした。ということでご報告をさせていただきます。

以上です。

議長 この4条、106の案件につきましては、大変事務局も、それからまた地元の農業委員さんをはじめ、最適の皆様も、大変経過についてはご苦労されているわけでありますが、常任会議、あるいはまた県の担当の皆様、それから振興局の人たちとも話をいたしますと、やはり3年たって結局成果が得られなくて、1年様子を見るということの中で、毎月1回なり2回なり、それからまたもう最終には1週間に1回ぐらいずつの現地確認をしてここまで来たわけでありますが、最終的にと申しますか、許可権者である県が、そのことよりも営農の継続が重要であるというようなことを言うておきまして、その結果が、今までフキで余りうまくいかなかったということを、今度はワラビでやってみますと、こういうことではありますが、この件に関しまして、皆さんで質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

全国紙の1面に、農地を1種農地でも太陽光にします。おいでくださいというような、そういった新聞記事があるわけでありまして、これも1種農地であります。2種農地、3種農地だということになりますと、またちょっと話は変わってくるわけでありまして、そういうことに対しまして、国も県も規制ができないような状況が今あるように思います。

本来でありますと、この件につきましては、先月も申し上げましたが、松本市の農業委員会といたしましては、3年たってできないものを、1年猶予してやっていただいたわけでありまして、経営者が亡くなっちゃったということで、息子さんがフキの栽培はやりたくない。新しいもので申請して許可してくれと、これが今、この案件でございます。

松本市の農業委員会といたしましては、許認可権は県が持っているものですから、私ども農業委員会がこれ、いや、まずい、壊せというふうに言うても、私どもの意見としてそれはそれなりであります。県が最終的に、いや、許可しますと、こういうふうになれば許可になるわけでありまして、このことが本当に今、大変問題でございます。さきに15日も常任会議

で県の農政課の部課長さんとお話をいたしました。最終的に返ってくる答えは、それぞれの市村でいわゆる条例をつくってきっちり対応してくれということを行うわけですが、仮に指針をつくったり、条例をつくったりいたしましても、じゃ、これで違反したから、それを撤去するというような、そんな法的なものはないわけでありまして、業者に対して、こうあってはならないということをや請するだけのことでございまして、この辺は本当に一番矛盾しているわけでありまして、皆さん意見ありましたら、お願いします。

河野委員。

河野農業委員

作目を今度はワラビというふうに変えたということですが、今、現状を見ると、きれいに除草されているという状態だと思うんですが、ワラビだと、太陽光の下も間のところも全面的にワラビという状況になっているわけでしょうか。要するに、春先、みんな芽を出してやるわけですが、別に太陽光の真下のみならず、通路的な部分も含めてワラビということで収穫をすると。それで、収量が上がる、今回初めてワラビということで、来春の収穫を迎えるわけですね。その辺のところをしっかりと見ていかなきゃいけないし、あとはふだんの荒らしておかないような状態をつくっておかないといけないというようなことをちょっと感じました。

なかなか営農型というのは難しい案件になってしまっていますが、単純に見ると、年に一回収穫すれば、あとはおしまいという、そういうような感じになってしまいますので、ちょっとその辺のところは、県の見解もあるかと思いますが、対応を教えてくださいたいと思います。

議 長

川村補佐。

川村局長補佐

ただいまのご意見に対しましてですけれども、まずワラビですが、現状、太陽光の周り、通路になっているところですが、私も1カ月に1度くらい最低でも現地へ行って見ているんですけれども、定期的に刈っております。ただ、定期的に刈ってはいるんですけれども、たまには生えてきますので、そのとき生えてきているものがワラビです。草じゃなくて、ワラビが主体として生えています。

当然そのワラビ、根で広がっていく作物ですので、その辺、通路の部分も残しつつ、実は春先もそうだったんですけれども、周りのほうを除草すると同時に、現在はフキという形で太陽光の真下、申請をされて許可を得ている段階ですので、フキのところにも実はワラビが出てきています。春先で、鉛筆をイメージしていただければいいんですけれども、あのくらいの非常にいいワラビが生えてきているんですが、それも現在ではフキが、繰り返すようなんですけれども、許可の作物ですので、太陽光の下のワラビも定期的にとっています。でないと、フキのほうが生育できないという中ですので、現在はそういう状況ですが、今回、本日ご意見をちょうだいする中でご審議をいただいて、仮に通った場合、フキのほうは撤去いたします。

ワラビと通路の部分は、先ほど申し上げたとおりですが、フキのところはまだ根が、当然今、フキをやっていますので、少ない状況です。ですので、これから来春くらいまでかけて少しずつ根をそちらに伸ばす作業というものをしていきます。ですので、真下の部分は、来年の春といってもすぐには生えてこないと思います。ですけれども、定期的な管理を行う中で、どんどんふやしていき、横の部分も管理をしつつ、ワラビを取っていきます。当然除草をしながら取っていくという形です。

ただ、ちょっと私も認識不足でいけないんですけれども、ワラビも1年じゅうというわけにはちょっといかないと思います。当然春先のワラビはいいんですけれども、後になってくるワラビっていうのは、ちょっとこわいと言うんですかね、そういう状況ですので、適した時期に収穫をして、それを販売につなげていきます。販売先につきましては、先月の総会でもちょっとお話しさせていただいたとおり、近隣の道の駅、あるいは地場産品直売センター、最終的に数量が安定してとれるようになってきた暁には、JA等という形で、関係のお店とかにも既に話してあるということですので、そういった販売計画のもとに今後はやっていくという計画になっていますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

今、川村補佐から説明があったわけでありますが、何かほかにどうですかね。これに対して質問ありましたら。

中川委員。

中川農業委員

中川です。

この件について、詳しいいきさつとか、その辺を全部存じ上げているわけじゃないんで、余り軽いことを申し上げてはいかんとは承知していますが、この営農型太陽光のそもそも論じゃないんですけれども、これ、何かといったら、どっちが主で、どっちが従かというそもそも論の話なんですけど、どっちが主かといいますと、営農が主じゃないですか。太陽光はあくまでも従です。これ、大原則、そもそも論なんですよね。

本件はどうなのかという、どうもひっくり返っているような気が私は正直します。過去のいきさつとか、一時転用で農業委員会がいいよと判断したといういきさつはあるにしても、また申請者が亡くなられたとか、そんないきさつがあるにせよ、例えばフキが知らない間にワラビに変わっていたとか、ちょっとこれ、よろしくないとは正直思います。一遍ちょっとリセットする必要があると思いますが、というぐらひに私は思う案件じゃないかと思ひます。

会長のご挨拶で、一番初めに追認ですか。これ、じゃフキがワラビになったから、これも追認という発想もあるかと思ひますけれども、そういう追認とはちょっと私、意味合い違ひと思うんですよね。そもそも論とか、フキじゃないの。それがいつの間にかワラビだとか、その辺を考えると、ちょっとどうなのかなって思ひます。本件についてですが、私は正直します。

ちょっと厳密というか、じっくりと議論して、農業委員会の判断を下すのではないかなと私、思います。

議 長

今、中川委員さんから言われたとおりだと思います。本来なら、これはもちろん農業委員会としても撤去してくれと、約束が違うということで、そういうことでこの太陽光につきましてはお願いしたいところですが、県が許認可権持っておりまして、先ほども何度も言いますが、営農の継続が最優先であるということ盛んに言うわけでありまして。

ちょっと話はそれますが、大町の地区においては、どういうわけか大町の東側とか一等地をですね、田んぼの水田ですが、それをほとんど2種とか3種にしたんですね、農地の、第1種じゃなくて。もうこんなところを太陽光にするかと思うようなところも、これは1種農地ですけれども、許可せざるを得ない。それは営農型じゃなくて、いきなり太陽光にすると、こういうことでありまして、不許可にはできないわけで、できないのは、これがもう慣例としてそういうふうになっているわけでありまして、大町の傳刀会長が先月か先々月こんな話をしておりまして、いや、こんな一等地を太陽光にするのかと農家の人に言ったら、農家の、おれたちをいじめるな、農業委員。田んぼじゃ収入が上がらないからこういうことをしているんだと。そんな農業委員が農家をいじめるじゃないぞと言われたっていうような話もあるわけですし、何かこの辺のところのですね、太陽光を規制すれば、原子力発電が非常に継続してやれということになるというようなことの中で、マスコミにしても、行政のほうにしても、何か一步引けていて、これに対しては余り厳しく制限しないというのが現状であります。というように思います。

ほかにどうですかね。ご意見ありましたら。

はい、どうぞ。

田中農業委員

やはり気に入らないところはあると思いますが、ただ、それで太陽光を認めるかどうかという、ずっと皆さんにはご審議していただいたわけですが、役員会でもちょっと出たんですけれども、地元の農業委員の方も大変苦勞されているんですが、やはり前回のフキでこういう惨状で、今度はワラビだと。スムーズに我々の言っていることを聞いているとはとても思えないで、ワンステップ、我々の意向として、過去は過去として、今度はしっかりやってもらうといった〇〇さんから念書をいただいて、趣旨に沿った対応をとるということで承認というか、せざるを得ないんじゃないか。

ということは、先ほど会長もおっしゃったとおり、許可権は県でありますので、そこでそういう対応を、妥協の産物と言えぱそうなんですけれども、そんな方向で許可するというのでやるしかしようがないじゃないかっていうような打算的な考えを持っております。

議 長

ほかに意見ございますかね。

です。

続きまして、議案第112号ですが、先ほどの111号と関連がある案件です。神林〇〇〇〇-〇、現況地目、田、1.15平米に笹賀にお住まいの〇〇〇さんが農家分家住宅の通路を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。なお、当農地につきましては、平成25年7月18日に農振除外済みです。

続きまして、議案第113号、寿白瀬淵〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、377平米外1筆、合計421平米に双葉にあります〇〇〇〇〇〇〇が建売住宅を新築する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

最後に、議案第114号、梓川倭〇〇〇-〇、現況地目、畑、216平米外1筆、合計304平米に梓川倭にあります〇〇〇〇〇〇〇が児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業を行う多機能型事業所の駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

以上、これら8件については、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議 長

ただいま107から114までの説明があったわけでありますが、初めに議案107号については島内にありますので、河野委員さん、お願いいたします。

河野農業委員

それでは、議案第107号でございますが、砂利採取、一時転用ということで、島内では多々行われているものですが、場所的には、ちょっと説明しづらいですが、〇〇という集落の接続した西隣になります。申請者といえますか、譲渡人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお二人の農地が並んでいるという状態のところを〇〇〇〇〇〇〇が砂利採取を行う。〇〇〇〇〇〇〇〇は頻繁にやっておりますし、後の復旧の状況等を見ても、それほど問題は起こしていないということで、やむを得ない一時転用かなということで判断をしております。

以上です。

議 長

続きまして、現地調査をいただきました青木委員さん、中條さん、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

今ご報告いただいたとおりでございますが、実はこの田んぼ、周りがずっと田んぼに囲まれていて、それから西側に道路、東側に道路ということで、非常に採取するには環境のいい場所だということに見てまいりました。

もう一つ報告を受けましたのは、学童の通学時間帯、要は通勤通学時間帯を外して、できるだけ迷惑をかけないように採取をするというようなお話も伺いましたので、特に問題ないということで見えてまいりました。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
議案107号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、108号でございます。島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 島立のこの田んぼなんですけど、〇〇〇の道路を西のほうへずっと上がりまして、〇〇〇〇の手前、〇〇の信号機を真南へ入った住宅隣接の田んぼになります。写真を見ていただいて、斜め右下のほうの続きが〇〇〇さんになります。左下が道路、それから電柱と太陽光が見えますが、その手前の田んぼの間にずっと農道が走っております。それで、西側は〇〇〇〇〇さんの続きの田んぼということになります。右下隣の〇〇〇さんも、〇〇〇さんの土地の借地で住宅と店舗が建っているわけなんですけど、その境も、ちょっと垣根が出ちゃって、大分田んぼのほうへ食い込んでおりますので、あわせてそれも整理しながら、ここに新宅を建てたいということでした。

今年、ちょっといつ許可になるかわからない、早まるかもしれないということで、田んぼはつくっておられません、ちょっと草が生えておりますけれども、奥側の田んぼと全部1筆の400平米ということになるわけですが、住宅続きで、左側のほうも十字路を挟んで住宅がずっと3軒、4軒か、続いておるところでございます、別に転用しても問題ないかなというように考えております。

以上です。

議長 現地調査をしていただきました中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 議案108号ですが、今ご説明があったとおりでございます。道路と〇〇〇さんと、奥が太陽光ということで、特に問題はないと見てきました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い

いたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第108号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、109号でございますが、新村でありますので、柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員

写真といいますか、2ページの下の関係であります。場所は〇〇〇の〇〇の南側ですが、〇〇〇〇との交差点、十字路があるわけですが、そこを北へ折れて、〇〇へ向かう途中の農地です。写真は、正面、真奥にガードレールというか、パイプのガードレールが見えますが、これが〇〇〇で、その西側の場所になります。

それで、地主の〇〇さんお二人、これ、ご兄弟です。それから、〇〇さんはその近くにお住まいですが、もうほとんどはこの〇〇ご兄弟が相続で所有しているわけですが、お二人とも名古屋と東京ですか、お住まいということで、こちらに帰ってくる予定はない、農業をする予定はないということでの現状です。

それで、非常に屋敷に囲まれたような感じの農地にして、圃場整備もしてありませんし、耕作には非常に困難といいますか、難しい面があるような土地という判断をしてまいりました。用途も福祉の関係ということで、今後その関係も重要な時代の内容になっておりますので、仕方がないんじゃないかというように見てまいりました。

もう一点、落としました。〇〇さんに関しましては、この写真の左のほうで、奥にあぜが一部、面積で50平米ほどかかるというような感じの内容になっておりますので、お願いいたします。

議 長

現地確認をしていただきました青木さん、お願いします。

青木農業委員

ただいま、ご説明をしていただいたとおりですが、今度建てられる施設の東側が道路になっておりまして、この写真の上のほうは東ですかね。こちらのほうが道路に面しておりますし、周りが実はもう、今ご説明があったとおり、農作物をつくれるような状況にないように判断をしてまいりました。また、西側には少し畑がありますけれども、特にご迷惑をかけるようなところはありませぬので、問題ないというように判断してまいりました。以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第109号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、110号、これも新村でありますので、柳澤委員さん、お願いいたします。

柳澤農業委員 それでは、110号ですが、この案件につきましては、先ほど第3条の関係でもあったものの一部になります。場所は新村の〇〇という地籍の件でございますが、先ほど3号でありました〇〇〇〇〇さんの京都にお住まいの方の土地ということで、譲受人の〇〇〇〇さんにつきましては、このおいごさんに当たるような感じになりまして、自宅がその写真3ページの上の関係になります。右側に土蔵がありますが、こちらが実家といいますか、暮らしておりますが、お父さんは先ほど出てまいりました〇〇さんという方で、お住まいです。住宅を建てたいということで、東隣の田んぼというような感じですが、地目は宅地となっておりますので、別に問題ないんじゃないかということで、これも住宅地に囲まれておりまして、写真の奥のほうが若干田んぼになっております。水田になっておりますが、そちらの耕作には別に影響はありませんし、問題はないんじゃないかと見てまいりましたが、お願いいたします。

議長 現地確認をしていただいた中條さん、お願いします。

中條農業委員 今ご説明あったとおりです。右側に土蔵がありまして、その手前と言うんですかね、写真の。道路になっております。左側が畑というような、その隣が住宅になっていまして、特に問題ないと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第110号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、111号であります。神林の塩原さん、本日欠席でありますので、事務局で説明をお願いします。

大内主査。

大内主査

本日、神林の塩原委員から報告を電話で受けました。

こちらについて、111号ですが、神林の〇〇〇にもほど近く、特に問題はないということで報告を受けておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

112号も。

大内主査

同じく112号についても、こちら、通路についても、皆さんお手元の写真を見ていただければと思いますが、その部分の三角形のところ、小さな三角形のところですが、その部分ですので、接道しようがないということで報告を受けていますので、よろしくをお願いします。

議 長

現地確認をしていただいた中條委員さん、お願いします。

中條農業委員

3ページの写真の下ですが、手前が住宅になっています。その手前のところに進入路があって、次のページの上の写真の三角が隅切りということで転用になると思います。特に問題はないと思います。

議 長

ほかの委員の皆様でこの2件の案件につきまして質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

議案第111号、112号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、113、寿白瀬淵でありますので、河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 本件の場所ですが、白瀬淵の〇〇〇〇〇〇〇から北に100メートルほど行った住宅地の中にある畑となっております。先月許可された案件と同一の申請人によるものとなっております。

写真をちょっと見ていただきたいんですが、手前の三角地は小面積で、農地としての利用性は低い。そして、奥の園地に関しましては、〇〇さんがほかの方に耕作を依頼してやってもらっているという状況で、適正に管理されておりました。建売住宅ということで、周辺に農地はほかにはありませんので、影響等は特にないものと思われまます。やむを得ない案件だと思います。

議 長 現地確認をしていただきました青木さん、お願いします。

青木農業委員 ただいま説明をしていただいたとおりでございます、前回の案件でも、反対側にちょうど建て売りの住宅の案件が出て、認可いただいたところがございます。そのちょうど反対側で、この周りがもう農地でありませぬので、ほとんど住宅街になっておりますので、やむを得ないのではないかと判断いたしました。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

議案第113号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、114であります、梓川倭でございますので、古沢委員さん、お願いします。

古沢農業委員 この地籍は、梓川倭〇〇〇という地籍です。〇〇から少し奥に入った場所でございます。この四角く囲まれた中には、ユキヤナギの苗木が植わっております、これは花木なんです、葉っぱのまま切り取って販売をしているという状態の花でございます。この経営していらっしゃる〇〇〇〇さんという方なんです、このところの奥に大きな木が見えますが、これ

は桜の木でございます。それで、上側にある大きな針葉樹の間のその奥のほうなんです、その奥にあるのが〇〇さんのご自宅です。この写真右側にはお隣のうちがありまして、左側には道路を挟んで〇〇さんのご自宅がございます。この場所はとても平らで使いやすいような場所なんです、この白い線とこの桜の木の間には赤線があるようです。それで、奥に見えますこのちょっとした物置なんです、その下には10センチほどの水路が通っておりますが、老人と身障者の受け入れをするということで、このようなところに駐車場で車を置きたいと。問題はないと見てまいりましたので、よろしく願いいたします。

議 長 現地確認をしていただいた中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 今ご説明あったとおりです。左側が道路で、手前が住宅、閑静な静かなところで、駐車場ということで、出入り等も問題なくできると思いますし、周りに影響はないと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 すみません。譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇ですか、何か事業をやっているということですが、主な事業、あるいはここの施設の駐車場にする施設等、具体的にはどういう内容の事業をやっているか教えていただきたいと思えます。

議 長 高橋主査。

高橋主査 申請地の隣の隣が事業所となるんですけれども、現在、こちらの〇〇さんの自宅を改装して事業を行うということです。具体的には、児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業をこちらで行います。
以上です。

議 長 河野委員さん、いいですか。

河野農業委員 放課後児童委託施設と、その前のもう一個は何。

高橋主査 児童発達支援事業です。

河野農業委員 了解しました。
これは、今、やられているわけだよね。

議 長 高橋主査。

高橋主査　　今はもう県のほうには申請をして、事業の許可はおりておりますが、具体的に開所するのは、来年に入ってから開所ということで、これから自宅のリフォーム等を行うということです。

議　　長　　ほかの委員さんで質問ありましたら。

[質問、意見なし]

議　　長　　ないようです。
議案第114号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議　　長　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、115号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件
についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員　　着座にて失礼いたします。
それでは、総会資料14ページをごらんください。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。
議案第115号、里山辺にお住まいの〇〇〇〇さんが里山辺〇〇〇〇、4
72平米について、相続税納税猶予の適格者の承認を受けるものです。
以上、1件になります。よろしくをお願いいたします。

議　　長　　議案第115号につきましては、地元委員の中川委員さん、お願いをいた
します。

中川農業委員　　ご報告申し上げます。
当該農地は、里山辺の〇〇〇地区の住宅地の中の一角です。今、ネギとナ
スが植わっていました。この証明願というのを見ますと、引き続き農業経
営を行いますとありますが、農業経営をするにはちょっと物足りないなど
いう気はいたしますが、農地は農地としてきちんと管理されていることは
見てまいりました。問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議　　長　　ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願
いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第115号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、116号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件につきましてを上程いたします。
事務局からの説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、15ページをごらんください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第116号、笹賀にお住まいの〇〇〇〇さんが笹賀〇〇〇〇-〇、2,970平米について承認を受けるものです。
また、この農地につきましては、特定貸付を行っています。
以上、1件になります。よろしくをお願いいたします。

議長 議案第116号につきましては、地元委員さんの意見をお願いいたします。
岩垂委員さん、お願いします。

岩垂農業委員 現場は、〇〇〇〇〇〇の西側を〇〇〇〇が流れているんですけども、そのまた西側の地区ですね。〇〇〇の地区というところになります。その〇〇〇の北に道が東西に走ってしまっていて、そこから2枚目の田んぼです。転作の大豆がつくられていまして、特段問題はないというように考えます。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第116号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからキについて一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
初めに、16ページ、現況証明の交付状況の件、1件、続きまして17、18ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件、続きまして19ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1件、続きまして20ページ、電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件、2件、続きまして21、22ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、17件、続きまして23ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、続きまして24から27ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきいただきたいと思います。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。再開は3時といたします。よろしくをお願いいたします。

(休憩)

議長 それでは、総会を再開いたします。
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項からを議題に進めてまいります。
初めに、1の令和元年度松本市農業施策に関する意見書の決定について、議案第117号を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、総会の資料28ページ、ごらんいただきたいと思います。
着座にて失礼をさせていただきます。
令和元年度松本市農業施策に関する意見書の決定についてでございます。

要旨にもありますとおり、本日意見書をぜひ決定をしていただきまして、10月2日、あさってになりますけれども、市長に意見書を提出したいということでございます。

2番目の経過にもありますとおり、農業振興委員会は4月以降4回開催してございます。また、4月26日、それから8月30日、2回にわたりまして推進委員が出席する席においても取り上げております。推進委員さんの意見も集約した、反映された形になっているものと考えております。

また、8月21日でございますが、市議会経済地域委員会との懇談会を行いました。こちらは、役員とブロック長ということで臨みましたが、素案の段階ではございましたが、経済地域委員さんの意見も反映したものとなっております。

特に目立ったところでは、〇〇委員長さんから、もう少し農業委員会の意見を明確に出してもいいんじゃないかという、思い切って出すべきだというようなご意見もいただきましたし、〇〇議員さんからは、土地・建物の規制の関係ですけれども、市では息子や孫も含めた3世代同居を推進しているけれども、どうも線引きがあるために実現が難しいケースがあるらしいというようなご発言がありました。

また、〇〇議員につきましては、持論を展開されまして、農業の地位が低い。だから、国がやらなくても、松本独自に松本版の食糧管理制度みたいな制度を充実させて、松本市の農業を大切に作る姿勢、そして農業委員会の存在感を出していくべきじゃないかと、このような様々な意見があったところでございます。

意見書につきましては、本冊資料にちょっと間に合いませんので、具体的に申しますと、項目1に関して建設部との調整にちょっと手間取りまして、議案発送のときに間に合わなかったもので、本日当日配付となりました。

4番目、今後の予定でございますが、回答期限を設けてございまして、意見書に対する回答を10月21日としてございます。来月の10月31日は、総会の中で回答も含めまして懇談会の進め方を皆さんと確認できるのかなというふうに考えております。

そして、当初の予定よりずれましたけれども、11月14日は市長との懇談会、午後3時から、それからまた夜は懇親会もあるということでございますので、よろしく願いいたします。

29ページにつきましては、意見書に載せる施行文書となっております。参考にござんいただきたいと思っております。

それでは、意見書の本体、本日配付しました資料になりますけれども、松本市農業施策に関する意見書（案）というものでございます。

項目1から項目4までございますけれども、本日につきましては、項目2から項目4につきましては、前回、8月のときにお示ししましたものからほとんど変わっていません。言い回しの軽微変更程度であって、本質は全く変わってございませんので、ござんいただければと思っておりますが、本日につきましては、項目1を重点的に見ていただければと思っております。

それでは、1ページ目の項目1でございます。市街化調整区域における土

地・建物規制のあり方についてというタイトルでございます。

意見・要望事項としまして、農地の有効利用と農村活力向上のため、集落に人を迎え入れ、農業に携わる住民をふやすにはどのような方策がとれるのか、市街地調整区域の土地・建物の現状から未来に向けた施策の考え方を示されたいとしました。

内容説明でございますが、都市計画法に基づく市街化調整区域では、開発行為や建築行為が厳しく制限されている。ご承知のとおり、既得権に基づきまして、農家住宅ですとか農家の分家住宅等が開発行為の中心でございます。

次、市内の農村地域の大半がこの市街化調整区域に属し、上記制限により農地と農村が都市化の波から守られてきました。このとおりだと思います。一定の役割はあるわけでございます。

しかし、現在ほとんどの農村が人口減少・高齢化傾向にあり、集落の活力は低下し、農業従事者が著しく減少する中で、耕作放棄地や空き家の増加といった別の課題が膨らんでいます。ここら辺、特に中山間地のほうではこのような傾向が強いかと思います。

市街化調整区域内には、基盤整備された優良な農地から屋敷添の農地、山間の狭小農地までさまざまな農地が存在するが、一たん所有者が耕作できなくなると、条件の悪い農地ほど担い手利用は期待できず、荒廃化が進行してしまう。

耕作放棄地をふやさないためには、農業を志向する個人や企業、田舎暮らしを楽しみたい人などを他の地域から積極的に迎え入れ、小規模で趣味的な農業や企業による農園利用など、多様な農業の形を推進することが一案である。

他方、農村への移住や就農を希望する者は、地縁や血縁を持たない場合が多く、既得権による土地利用が中心の市街化調整区域において、特に住居、倉庫、作業場あるいは店舗といった拠点確保への支援が必要であるということでございます。

農村資源の有効活用の観点からは、所有者の意向を前提に、貸借を含めた空き家の積極的な利活用、既存建築物の増改築または集落内への住宅の新築など、規制緩和により移住者や使用者のさまざまな希望へ柔軟に対応することが求められている。

市内でも中山、入山辺などの山沿い集落では特に人口の減少が激しく、農地の荒廃化が進行しているが、平坦地とは状況が異なるこれらの地域が、いまだに開発を抑制するために設けられた市街化調整区域とされていることを踏まえ、区域区分の見直しを含めた検討が必要ではないかという表現ですが、市街化調整区域の枠から外すことも含めて検討してほしいと、こういう内容でございます。

あわせて、市街化調整区域内に、就農希望者をはじめ田舎暮らしを楽しみたい人、農業に関心を寄せる企業等を迎え入れ、農業の活性化や地域おこしにつなげるため、土地・建物規制の現状からどのような施策がとれるのか、その考え方を示されたいということでございます。

規制緩和は、農業を活性化するため、農地を有効に活用するために規制緩和していただくということでございまして、農業以外の産廃だとか、太陽光だとかという、そういう観点ではなくて、あくまでも農業を活性化、農地利用の最適化を進める観点から緩和できないかという内容でございます。

この論理の組み立てとしましては、このとおり耕作放棄地や空き家がまず増えていると、これが出発点で、農業委員会に課せられた使命は、農地の利用を最適化して推進すること、これが課せられた使命でございます。そのためには、特に中山間地、人を呼び込まないといけない。人に住んでもらわないと始まらないということでございます。そこで、土地・建物の規制を若干緩めていただく必要があるんだと、こういった論法で意見書をつくりました。言葉の表現等、細心の注意を払いましてつくった意見書でございます。

1カ月前の8月のときには、具体的な事例をぜひお寄せくださいとお願いしましたがけれども、建設部と調整する中で、個別事例を一つ一つ挙げて、重箱の隅をつつくような形になってしまって、もう少し大きくとらえた形の意見書にしてほしいというような要望も建設部のほうからあつたりしまして、個別の事例というのは、当日懇談会の席で口頭で発言していただければいいかなというふうに考えておりまして、意見書本体は、こういった形で大きくとらえた総括的な内容といたしました。

会長からもいろいろと意見は出ているんですが、例えば中山地区の千石という集落があります。こちら、もともとは30戸ほどなんですが、戦後、17戸が開拓として入ってきて、1戸平均1.5ヘクタールの開拓をしたということですが、開拓農家17戸のうち、現在農業を続けているのは2戸だけになっていて、残りはもう離農しちゃって、空き家もかなりあるということでございます。その離農した農家は、中山の2法人、縄文の丘と御牧の里という2法人が引き受けているんですが、農地は何とか引き受けても、空き家はそのままで、例えばコムハウスという障害者の作業所がありますけれども、そこが今、ストローということで、プラスチックごみを削減しようということなんですが、麦わらの本物のストローをうまく切って、麦のわらのストローということで、自然素材を活用したストローづくりをその作業場がやっているそうなんですが、そういったところの作業場として、こういった空き家を活用できないかなんて、地元ではそんな声も上がっているということですが、どうも農家住宅から作業場への用途変更というのは基準の中に入らないということで、どうも4階の建築指導課のほうでは、そういう道がないから、そういうものはできないというような話もあつたりしているわけでございます。

また、市街化調整区域の中には11号区域という区域がありまして、50戸連たんと言われておりますけれども、おおむね50戸の集落が敷地境界から50メートル以内の範囲に連なっている。50戸、50メートルの集落というようなことで、11号指定区域というのが市街化調整区域の中にありますけれども、そこを11号指定されれば、割と市街化区域並みに規制は緩やかになってくるんですけれども、そこから外れてしまうと、もう

一切開発は難しくなるというような現状もあるようです。特に山辺の奥とか、本郷、中山の奥もそうなんです、11号区域から外れた市街化調整区域では、人も呼び込めないというような現状があるようでございます。

松本市内の四賀地区、安曇地区、奈川地区、こちらは都市計画区域外でございまして、フリーハンド、全く規制がないということで、問題がないわけですが、市街化調整区域の規制がかかった旧松本市内の中山間地はかなり厳しい状況になっているというところが現状認識でございまして。

既存ストックの活用というようなことがよく言われますけれども、市街化調整区域にある農家住宅などの既存ストックをもう少し有効に活用できるように、いろいろな制度を緩めていただくというようなことも必要かなというふうに考えております。

特に中山間地域については、規制の緩い市街化調整区域から外して、都市計画の区域外とするか、あるいは非線引き区域というようなものもありますので、そういったところにうまくおさまれないかなというような思いもあります。建設部のほうにお願いしまして、どんな回答が来るかというふうなことでございまして、初めての試みになります。つまり今まで農林部に出す意見書はあっても、建設部に出す意見書というのは初めてになりますので、当日は市長は当然なんです、建設部の部長、課長、都合がつく範囲で懇談会にお越しいただくように調整は進めているところでございます。

こんな形で、項目1については、少し規制を緩めていただいて、農業の発展のために、もう少し有効な土地の使い方ができないかというような内容で意見をつくった次第でございまして。

あと、項目2につきましては、先月のとおりでございまして、農業委員会としても、地区の要望をまとめ上げていかないといけないというようなところもありますので、行政と一体的に、またこの意見書を上げて終わりじゃなくて、これを出発点として進めていければと考えておりますし、項目3につきましては、労働力の確保支援ということで、果樹農家の関係、あと集落営農経営、農業法人の関係の支援に関する意見というふうになっております。

また、7ページ、項目4につきましては、インターチェンジ周辺への大規模農業観光施設というようなことで、松本波田道路の建設というようなことが現実的になってきている中で、松本の高いポテンシャルを市外、あるいは国内に向けて発信して、松本の農産物の地位の向上、松本だけではなくて、中信地区全体の底上げというような意味合いもありますけれども、強力でこのような施設をつくって発信できればいいかなといった内容になります。

以上でございまして、特に項目1については、こんな方向でぜひ決定をいただきたいなというふうに考えておるところでございまして。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

振興委員長、田中委員長から総括的なコメントをお願いいたします。

田中農業振興委員長 補佐の今の話に尽きると思ったんですが、2、3、4は、奈川へお邪魔したときにも大体概要と方向について申し上げた経過がありますので、1番の関係なんですが、当初、この1項目入るときに、事象的なことの解決と、総体的といいますか、全般的な移し込みの2つに分けて、個々の内容については、先ほど言った50連たんとか、農家住宅とか農家分家を次の代に移るにはうまくいかない。それをどうするかとか、そこを詰めて、そこを積極的に解決する方法で行くつもりであったんですけども、やはりグローバルな中で、ちょっと振り返ってみますと、クラフトビール工場の建設、あの関係についても、どうしても調整区域内にはそれはできない。また、今度はワイン特区もあるようですけれども、調整区域内ではできない、また、JAの関連施設、また支所関係についても、どうしても調整区域内での統一の方向は難しいというような話も聞くわけで、1番上の項目の一番の最後に書いてあるように、政策課でこういうふうにやってくれ、また建設関係でこういうふうにやってくれというわけじゃなくて、トータルで、松本の理想的といいますか、活性化のために、農業という旗印のものには何を考えていただけるか、我々と一緒に考えてほしいということの中で、1番の項目、補佐、試行錯誤して内容をつくってもらいましたけれども、そういう意図で進めていきたいというふうに考えております。

また皆様のご意見等を伺って、また本番に臨みたいと思います。

議長 今、田中委員長から、これまでの経過、趣旨についてお話があったわけですが、委員の皆様でご意見がありましたら、お願いをいたします。

太田委員。

太田推進委員 項目1の件なんですけれども、人生の一番の終わりまでの時間が非常に延びてきて、生活の環境もいろいろ選ばなきゃいけないんですけれども、今生活するところで、どこが豊かな生活をしているかということを見ると、農村で厚生年金等をもらいながら生活している人が本当に豊かな生活をしていると、そんなふうに思います。都市部が豊かというんじゃなくて、年をとってきたら、農村で生活するほうが豊かだと、そういうふうに私は思います。

そういう意味で、定年になった人、またそれに近い人が農村なんかに来ていただいて、そこで百姓をしながら生活をしていくと。そして、豊かな生活をしていくと。それに荒廃地の解消にもつながっていくんだし、それから、ただうちの中にいるだけじゃなくて、体も使いながらやっていくんで健康寿命も延ばしていけると。そういう意味で、この項目については、ぜひいい方向に進めていただきたいと、そんなふうに思っています。

議長 ありがとうございます。

ほかにどうですかね。

実は、私も、ここに三村委員がおられますけれども、ハイランドの理事の皆様、それからまた執行部の皆様とよく話をする機会があるわけですが、先般も、そんな話し合いの中で、このごろ、平成の前半のころは農業施設、農協で例えばいろいろな集荷センターとか、それからいろいろなものをつくるにしても、割合と市街化調整区域の中でもつくれたと。しかし、このところ5年なり10年間というのは、非常に市の開発規制が厳しくて、なかなか思うように有効な施設の建設がうまくいかない。許可してくれないというような声が聞かれまして、例えば三、四年前に中山、寿、内田で支所を1つのところにつくりたいという希望がありまして、土地をさんざん探したんですが、中心的なところとして、今のアルプス市場のあの川の端ですが、がらがらしたところで何もできないところなんです、そこがちょうど中心でいいじゃないかというようなことで、ハイランドの皆さんもそこを何とかと思ったんですが、これもやっぱり担当課の指導で、これは市街化調整区域の線引きから認めることはできないということで、実現しませんでした。

それから、もう一つは、白川のあの信号機を下ったところに白山というそば屋さんがありますが、そば屋さんのその南に3反歩くらいの農地がありますが、地主はどこか県外にいて、農協でそこに建ててくれるなら売ってもいいよというようなことがあったわけですが、これも市街化調整区域の範囲の中で、絶対だめだという話になりました。

最終的に、営農部門と、金融部門と一緒にして大きな施設を建てたかったわけですが、それが、そのちょっと下の精密会社をやっていたところが宅地になっていたもんですから、そこへ、本当に狭いところですが、今、金融部門のみ建てて営業を始めていますし、それから営農部門の資材センターは従来のところであって、これが認めていただけなかったというふうなことで、非常にそういうことに対しまして、私どもに施設建設に関する不満を語っていただきました。余りにもしゃくし定規な解釈の中で基準に基づいたこと以外は認めないというような方向が私は今あるような気がいたします。

先ほど補佐の言われましたとおり、私ども中山の問題もそうですが、それ以上にこのような問題がありますし、私、申し上げておりますが、塩尻ではワイン特区で、片丘の農地の一等地へワイナリーの建物許可が出まして、ワイナリーをつくることになっています。

そんなことで、中山間地の農家以外にもそういう思いをかなり持っている人がいるような気がいたしますが、ほかに何かどうですかね、これに対して。

三村委員さん。

三村農業委員

今、会長さん言われたように、農協の立場の今、話が出ましたので、今、会長さんが言われたとおり、数年前までは農協施設、ほとんど認可、許可になってきたわけですがけれども、ここへ来て、先ほどの話のように、農協の農家の皆さんに寄与する農業施設も相ならんというのが実態でございま

す。

そういった中で、この項目1の市街化調整区域における土地なり建物規制のあり方というところ、二面あると思うんですね。先ほど来言われているように、やはり中山間地域のやはり地域の活性化のための人を呼び込むための施策としての規制緩和という側面と、もう一方、農業振興地域におけるそういった農業用施設なり、いろいろな意味でのそういった、その地域の特性を生かした農業振興に寄与するような施設をやはり積極的に規制から外して、市が率先してそういった部分について許可なり、補助金なりとか、いろいろな部分の中で手ほどきをしていただきたいと。

ポツの6つ目にありますけれども、やはり農村への移住なり、今でも新規就農者は大勢いるわけですけれども、そういった中で、農家をめざして新規就農に来た方、住居なり、倉庫なり、作業場等、大変苦慮されている。そういった部分も、やはり地域の産業振興ために新規就農者については、文句なしに許可をしていただけるような、そんな施策、積極策を、法令云々じゃなくして、やっていただきたいなど。

そういった形の中で、やはり平場の農業振興なりとか、また中山間地のそういった地域の活性化の人を呼び込む政策、そんな二面的な側面から、議論といいますか、要望していただければと考えておりますが。

議 長

ほかにどうですかね。このことに対しましてご意見ありましたら。

先月21日に議員さん、経済地域委員会の皆様と懇談会を開きまして、意見交換をしたわけでありますが、私どもの古沢委員さんも市会議員で経済地域副委員長でございますので、何らかの形で、私ども農業委員会に対しましてフォローしていただけるといふふうに思うわけでありますが、その取り組みについて、古沢さんからもご意見があったら伺いたいと思います。

古沢農業委員

経済地域委員や議員としてということもありますが、私は農業委員の一員として、皆さんが思っていることと同じ思いでございますので、このことにつきましても、活動の中で強く要望をしていきたいと考えております。

なるべく皆様のお力になれるように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ほかにどうですかね、これ。意見がありましたら。

朝倉さん、お願いします。

朝倉推進委員

誤解を招くといけないので、ちょっと黙っていたんですけれども、私の考え方として、余談ですけれども、聞いていただければと思うんですけれども、農地を守って、今までの都市計画とか市街化調整区域とかっていうのは、だんだんと農地がへんぴなところ、農業のしにくいところを農業振興地域というふうに指定して、1級農地、平らな農地の農業のしやすい農地がだんだん市街化されていくっていうような傾向があつて、これは1つの

考え方としては本末転倒ではないか。

田舎といいますか、効率が悪く農業ができないようなところを宅地化して、農業ができる平らな優良農地を残していくって言うことが、農業を守っていく、食糧を守っていくというような観点から言うと効率的ではないかと思うんですけども、この辺をずっと見てみても、昔は岡田地区のほうも平らなところが農業振興地域だったんですが、だんだん線引きのやり直しなどで、平らなところが市街化区域になり、里山辺もそうですけれども、だんだんとそういうところの農地が削られていって、周辺の山間地域が農業振興地域に残されていっているというのが、本来の姿かどうかっていうことが問題だと思います。これから検討していかないと、ますます山間地域が取り残されていってしまう、人口が減少してしまう1つの原因ですし、そういうところをある程度開発していくことによって、農地も守られていくというようなことも出てくるんじゃないかというふうに思いますので、都市計画の線引きの仕方等についても、もう少し検討していく、優良農地を残していくような、そういう方策というのをも考えていったほうがいいんじゃないかと思います。

これは私の意見ですので、今回のこととは関係ないんですが、考え方としてはそれもあるんじゃないかというふうに思いますので、お願いします。

議 長

大変な貴重な意見を賜りました。ありがとうございます。

安曇野市の線引きの話でございますが、かつての豊科は線引きがあったわけでありまして、市街化調整区域、線引きがあつて、一緒になったときに、全部を非線引き区域にしたわけでありまして。

そこで、私、冒頭申しましたとおり、前担当者の〇〇係長と一緒に出ておりました中信地区常設審議委員会では、追認案件につきましても、線引きをしていたときにはできなかつたことも、今ならできるわけでありまして、そのようなことがたくさんあるというようなことだと思います。

松本市の場合は、つい二、三年前のことですが、農地に物置が、例えば資材置き場が建たっている場合は改めて地目変更して、それから建築確認をとって申請しなさいよと。今でもそうですけれども、そういうことが今でも続いているわけでありまして、先ほど来も、私どもの農業委員会でも、いわゆる追認ということは非常にまずいことだと。昭和46年の以前のものならいいんだけど、46年以後の線引きされてからのものは、できるだけ追認は避けたいというのが今の状況のような気がいたします。

今、三村委員が言われたように、やはり全面的にこの線引きをやめてもらうか、それとも部分的にやめてもらうかという話だと思うんですが、その辺のところを、今、田中委員長さんの言われたようなことも含めまして、私もお願いしたいということだというふうに思います。

どうですかね、これに対しまして意見ありましたら。私が一方的にしゃべっていて申しわけないです。

[質問、意見なし]

議長 それでは、ご意見がないようですので……、前田委員。

前田農業委員 すみません、私、後で松本市に入ったもので、よくわからないんですけども、市街化調整区域のこと、線をどこに引くかっていうことはどこで決めたんですか。議会で決めているんですか、市で決めているんですか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 私も専門ではございませんが、もしかしたら間違えている部分もろうかと思いますが、合併前からもう線引きはありまして、旧松本市の中で市街化区域と市街化調整区域ということで2つに分かれていて、松本市は駅前一帯が都心地域で、市街地を形成しておりましたので、そこを中心に市街化区域で、それ以外の郊外の区域は市街化調整区域ということで、市街化を抑制すべき地域として都市計画審議会に諮って、そういった線引きが決められたんではないかと思われま。

議長 先ほど私言っていますように、昭和46年にこういった線引きがなされて、線引きと線引きじゃない市街化区域とに分かれて、線引きされたところについては、何回か見直しがされたようですが。

堀内委員さん。

堀内推進委員 すみません、ちょっと今まで仕事で関係したものですから、線引きについてちょっとお話ししたいんですが、都市計画の決定というのは、市が決定するのと県知事が決定するもの、この2つがあります。市で決定するものは、知事の認可も必要になってきますが、今の線引きについては、これは県知事決定です。ただし、その案については、市のほうで当然出していくんですが、その段階で、市の職員だけではなくて、都市計画審議会、地域委員が入った松本市の都市計画審議会、それから県の都市計画審議会、この2つにかかって、県知事がオーケーを出すというスタイルです。

線引きを46年ですかね、第1回やりまして、大きくは昭和52年に約1,000ヘクタールほど追加していると思います。その後は、ほんのわずか、芳川の小屋、ちょうど私も担当したんですけども、小屋で20ヘクタールほど編入しているぐらいで、あと大きな線引きの見直しはされていないはず。軽微なところはありますけれども、そんなところで、決定はそういうふうにしております。

それから、ちょっと私も、今お話を聞く中で、こういった事例は、ちょっと私いたときにはあまり聞かなかったんですが、前にはできたけれども今は許可にならんと、これは何かおかしい話だと思います。

恐らく運用の中での判断基準が変わったのかどうか、ちょっと私も離れてもう7年目になりますのでわかりませんが、そういったところにちょっとポイントがあるのかなという、なかなか線引き、豊科では線引きの

見直しをしたんですけれども、これは合併して、その周辺との調和ということの中で苦渋の決断をしたというふうに聞いておりますけれども、もう少しこの今実際お困りの事例を具体的にちょっと洗い出して、何が原因かというのをやっていかない限りは、ちょっと解決できないのかなというふうに思います。

単純に例えば調整区域を外して、都市計画区域外にしたとしても、なかなか解決できない部分があるような気がします。そんな感じがしました。

こういった事例があるということ、本当に今初めて私も聞いたんで、ちょっと驚いているところで、私としても少し研究していきたいかなというふうに思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

昔、建設部長をされていた堀内委員でありますので、たいへん現場の貴重な話をしていただきました。

ついこの15日ではありますが、私ども県組織で、県の部長さん、課長さんと農政懇談会をやりました。最後に、いわゆる空き家とか、それから農村の衰退とかというようなことの中で、部長さんが、いわゆる農ある暮らし、例えば空き家対策にして、県としても、先ほど堀内委員から言われましたけれども、このことを非常に重要に考えているから、できるだけそういったことに対して配慮しながら、施策を進めたいというふうな言葉がありました。

どうですかね、ほかに。

[質問、意見なし]

議長

それでは、意見がないようですので、これから集約を行います。

本件の農業委員会法第38号の規定に基づく案件となりますので、農業委員の皆様による採決といたします。

議案第117号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

少し向こうでありますけれども、11月14日の懇談会では議論が深まり、有意義な時間となりますように、農業委員及び推進委員の皆様に準備と、そしてまた、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、協議事項に入ります。

まず、協議事項ア、令和元年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、松塩筑安曇農業委員会協議会が実施している農業功績者の表彰候補者の推薦についてご説明させていただきます。

着座で失礼いたします。

32ページの表彰規程をごらんください。

表彰の目的ですけれども、この表彰は、みずからが農業に従事し模範的な経営を行い、また先進的な農業技術を実行し、地域の農業に波及させるなどの功績があった者を表彰することで、地域農業の振興を図ることを目的としています。

表彰の種類は、第2条にあります地域農業振興等功績者表彰と第3条にあります農業委員永年勤続功績者表彰の2種類があります。

農業委員永年勤続功績者表彰は、連続3期以上務め、退任した農業委員の方となっておりますので、現在任期の途中ですので、本年度の該当はありません。

地域農業振興等功績者表彰については、毎年松本市から3名もしくは3団体を推薦しております。

30ページにお戻りください。

3番の推薦方法についてをごらんください。

例年の推薦者の決め方ですけれども、方針としまして、過去の推薦経過に基づき、市内21地区から3地区を選定しております。選定された地区内から1人または1団体を候補者として推薦させていただきます。

31ページの別紙1をごらんください。

過去に表彰を受けた一覧となりますけれども、平成22年度以降表彰を受けていない旧市、平成20年度以降表彰を受けていない奈川地区、過去判明している範囲で表彰を受けていない安曇地区の3地区を候補地区として提案したいと思っておりますので、ご協議をお願いいたします。

なお、推薦地区が決まりましたら、地区の農業委員により候補者をご推薦いただきまして、34ページにあります功績調書と、個人の推薦の場合は、35ページにあります履歴書を提出していただき、団体の場合は、任意の書式で団体の活動状況を10月31日までに事務局へ提出していただくという流れになります。

総会終了後、該当の農業委員の方に様式をお渡しいたします。

33ページには過去に受賞された方の一覧がありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

表彰については、来年1月開催の松塩筑安曇市村農業委員会会長会議で決定され、2月に開催予定の農業活性化推進研修会で表彰式が行われる予定です。

説明は以上です。

議 長

今、松塩筑安曇で振興功労者表彰の候補者の話があったわけではありますが、今回は、旧市、奈川、それから安曇の3地区からお願いしたいというよう

なことでありますが、これ、奈川は別にしても、安曇は、前田委員、いかがですかねえ。

前田農業委員 過去にあったところをずっと今、見ているんですが、これに匹敵するようなどころがあるかなって、ちょっと困っています。

議 長 今、前田先生からこんな話があったわけですが、じゃ次はどこかというところをずっとこうやって見てまいりますと、四賀か梓川、あとは内田か。そんなところではありますが、橋本さん、奈川はいいですよ。

橋本農業委員 個人ではちょっと難しいんだけど、団体なら。

議 長 旧市は、青木さん、どんなですかね。大丈夫ですか。

青木農業委員 ちょっと考えさせていただいて、ありそうな気もするんですけども、ずっと頑張ってやっている地域もありますのでまた相談させていただきます。

議 長 旧市、奈川、それから安曇地区についてもできるだけ推薦してもらいたんですが、なかったら、事務局へまたご相談していただくというようなことでいいですね。

それでは、集約いたします。

本日まで出席の皆様にお伺いいたします。

本件については了承いただける委員さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

それぞれの地区において、農業委員の皆様には地区の候補者を1名ずつ、又は1団体ずつ推薦いただくようお願いをいたします。

次に、協議事項のイ、令和元年度全国農業新聞の普及推進についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐 それでは、引き続き着座にて説明をさせていただきます。

36ページをごらんください。

毎年お願いしておりますが、ことしも全国農業新聞の普及推進についてご協力をお願いいたします。

普及活動の目的としましては、人・農地プランの実質化を進め、農地利用の最適化を形にしていくためには、その必要性を地域の方々に知ってもらうことが重要です。また、農業委員、推進委員さんご自身も、十分な知識

がないと地域で説明ができません。地域での話し合いを先導するコーディネーター役として活躍していただくために、幅広い情報を持つ必要があります。全国農業新聞には、農業委員会業務に関連した制度改正等がリアルタイムで掲載されていますので、情報紙として活用していただき、農地利用の最適化の実現を目指していくものです。

農業会議から示されている全国統一の普及強調月間は、8月から10月と1月から2月です。

普及推進にかかわる取り組み方針は3つで、1つ目が委員の100%購読、2つ目が年間1人1部以上の普及推進、3つ目、既読者とよいコミュニケーションの継続の3点です。

37ページ、別紙1をごらんください。

全国農業新聞長野県支局が示しました松本市の目標部数ですけれども、中心の列の下から9段目に松本市がありますが、目標部数が465部で、今後の普及部数は79部です。したがって、本市としては、農業委員さん、推進委員さんともに1人当たり2部の普及推進を目標にしたいと思えます。

机上の封筒の中に申込用紙2部と普及推進グッズとしてエコバッグが入っておりますので、申し込みをいただける方にお渡しいただければと思います。

申込用紙のほうは、見開きで右側が申込用紙になっておりますので、こちらに住所、氏名をご記入いただき、引き落としできる口座を書いていただいて、押印をしていただいて、10月31日までに事務局へ提出してください。

購読部数の確認日は11月22日となっております。

購読を依頼するに当たって、グッズを利用したいという方は、入り口のところにタオルだとか軍手だとかというのを用意してありますので、お持ちになってください。

最後に、例年どおり、7番、奨励金等とありますけれども、表彰及び奨励金、記念品が交付される予定となっております。

説明は以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
この全国農業新聞の普及推進について、発言のある委員の皆様のご意見をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。
これも集約をいたします。
本件は推進委員の皆様にも関係する内容でありますので、ここに出席の委員の皆様にお伺いいたします。
本件について、了承をいただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は了承されました。
どうか委員の皆様には、期日までに1人2部以上を普及目標に取り組んでいただきますように、協力のほどよろしく願いいたします。
続きまして、報告事項に入ります。
初めに、報告事項ア、令和元年度第2回農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
東山係長。

東山（農政課）

農政課の東山と申します。よろしく申し上げます。
41ページをごらんください。
令和元年度第2回農業経営改善計画の審査結果についてご報告をいたします。
根拠法令ですが、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき、松本市長が認定するものでございます。
認定基準等については、記載のとおりとなっております。
審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定するものです。
新規の農業経営改善計画認定者ですが、以下の3件となっております。
再認定ですが、42ページからの43件、それぞれの地区及び経営体名は記載のとおりでございます。
以上46件について、全件承認されたことをご報告いたします。
以上でございます。

議長

ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

44ページ、45ページごらんください。

まず、44ページの主要会務報告ということでお願いします。

9月7日、おかげさまをもちまして、皆様のご協力をいただきまして、天気に恵まれたこともありますが、昨年より1,800人多い約4,800人がご来場いただいたということで、松本農林業まつり、成功裏に終わったということで、ありがとうございました。

飛びまして、9月21日は東山部くだものまつりということで、関係の農業委員、推進委員の方には大変お世話になりました。ありがとうございました。

45ページに移りまして、当面の予定ということですが、こちら、差しかえとなっており、先ほどお配りしております。うっかりしております、古い原稿で資料をつくってしまい申しわけございません。きょう差しかえ版をお送りしましたが、そちらをごらんください。

10月2日は、先ほどのとおり、市長に意見書を提出してまいります。役員3人で対応をいたします。

飛びまして、10月16日でございます。第4回になります情報・研修委員会、こちら1時半から始めます。それから、その後、役員会を予定してございます。

飛びまして、10月23日でございます。農地転用現地調査ということで、今回の担当は竹島委員と百瀬委員になります。当日もしご都合が悪いようでしたら、事務局とまた調整を願います。

飛びまして、10月31日が今度の定例総会になってございます。また、総会終了後、農業振興委員会を開催予定でございますので、農業振興委員の皆様は残っていただければと思います。

それから、11月11日、先の予定になりますが、第4回の長野県農業委員会大会となってございます。上田市のほうに参ります。市の公用バスで移動します。参加報告書を本日までに提出していただくようお願いしてございますので、忘れないように事務局にお出してください。

11月14日は意見書の市長懇談会となります。また、懇親会もありますので、農業委員、推進委員両委員に出席をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

中川委員。

中川農業委員

すみません、意見書の28ページに今後の予定ってありまして、10月2日に意見書を提出するってということですよ。それはこれでいいです。

意見書に対する回答期限というのが21日じゃないですか。それを受けて、31日に農業振興委員会で懇談会の進め方を確認するってことですよ。

議長 補佐。

板花局長補佐 農業振興委員会というよりは、できれば情報・研修委員の皆様も一堂に会した総会で打合せを行いたいと考えておりまして、意見書の回答もお見せしながら、進め方を調整してまいりたいと思います。

農業振興委員会をその後やるというのは、委員長を選出というような課題もあり、予定している側面もございます。いずれにしても、総会の後、引き続きということで、新たにもう一回出ていただくということではございません。

中川農業委員 ちょっと危惧することがありまして、10月2日に意見書を提出します。これを受けて、当局のご担当の方がいろいろもみますよね。それについて、もう回答期限というのが10月21日ということですよ。その間に、例えばいろいろ意見を申し上げたとしても、あっ、これはだめだなと。これはだめだよというものがあるかもしれない。そこで、いや、そうじゃないんだよという、物を申す場がないのではないかとということに危惧するんですよ。

11月14日に懇談会がありますけれども、この懇談会はもう、例えばノーだった回答が、ひっくり返るようなことがない、でき上がったような、結論ありきの懇談会では私、いかんと思うんですよ。

本来であれば、懇談会が先であって、我々農業委員と当局の方がいろいろ議論して、その上で回答があるならわかるんですけども、まず回答があって、その回答はもうでき上がってしまっていて、その後で懇談をやっても、ちょっと遅いのかな。順番が違うんじゃないかなってというような気がしないでもないですよ。

特に私、この意見書の2番のところをちょっと力を込めたいと思っているんですけども、万が一、ノー回答だったよとして、それを懇談会で幾ら言っても、もうひっくり返ることがない、でき上がっちゃったような状態であることを一番危惧するんですけども、その辺どうなんでしょうか。

議長 板花補佐。

板花局長補佐 本日決定いただきました意見書の内容ですけれども、素案の段階で農林部、あるいは今回おくれた原因にもなっているんですが、建設部にも渡し、庁内の調整は図ってきています。市長に提出するのが2日後なんですけど、もう今の段階で回答案をつくり始めていて、今週中にはなからもうできてくるのかなというふうに思います。

それで、やはり意見書を上げたはいいいけれども、だめなものはだめ、できるものはできる、検討するものは検討するということで、はっきり色分けはされてくるかとは思っています。

今までのやり方は、こういう形で、回答書をまずいただいてから、さらに懇談を通じて議論を深めましょうというやり方でずっと来ていたと思いま

す。

先に回答をいただかないと、でも結論ありきの回答では、確かに委員さんおっしゃるように、それ以上動かないというような最終回答だと、もうそこでとまっちゃう、議論は深まらないということにもなりかねないですけども、ただ、中川委員が意図するところは、農政課のほうには十分伝えてあって、でも中川委員さんの意見については、今後の考え方と将来的な決意表明的な部分はあるかと思うんですが、こういうふうにしたいという青写真を農業委員として見せて、ぜひ支援してくださいという中身だと思いますので、それに対してだめだとかというようなことはないかと思います。少なくともそういう希望を委員が持っているのであれば、それに寄り添うのが農林部の考え方かと思います。

今後の進め方については、また来年、今回はこれでやらせていただいて、来年以降、どういう意見書の進め方がいいのかということについて、再度議論をさせていただければと思います。

中川農業委員 承知しました。

議長 いいですか。
ほかにご意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
以上で報告事項は終了いたしました。
続きまして、その他の項目に入ります。
最初に、農業普及センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

「松本農業改良普及センター」と左肩に書いてございます別刷りの資料をごらんいただければと思います。

最初に、1ページなんですけれども、9月14日に塩尻市の県畜産試験場で発生しました豚コレラにつきましては、大変ご心配をおかけしているところなんですけれども、ただいま蔓延防止策の1つとしまして、消毒ポイントを設置した対応を行っております。松本合庁は10月3日まで、その他の塩尻市にございます3カ所につきましては、10月14日まで実施しております。

特に松本合庁、いろいろなご来客の皆さんが行き来する場所なんですけれども、大変ご迷惑をおかけしますけれども、ご理解のほどよろしく願いいただければと思います。

2 ページなんですけれども、こちらのほうには豚コレラの関係のプレスの新しいものを載せさせていただいております。ご承知おきのとおり、高森町の殺処分された養豚場の近くでも、9月21日、松川町なんですけれども、こちらのほうにも陽性の野生イノシシが確認されているということで、県下にもだんだん広がっているような部分も見受けられるような状況でございます。

それと、下のところに農政部園芸畜産課家畜防疫対策室ということで四角書きになっておるんですけれども、こちらのほうの対策室を新たに設置しまして、こちらを中心に豚コレラの対応は今、実施しているところでございます。

それと、3 ページ以降は情報提供の部分なんですけれども、3 ページにつきましては、スマート農業の実演会、第4回ということになるんですけれども、伊那のほうで10月11日に開催されます。またご関心ある皆様がいらっしゃれば、ぜひご参加いただければと思います。

それと、4 ページが野菜花き試験場の一般公開が10月19日でございますというようなご案内です。

それと、5 ページ、6 ページなんですけれども、こちらのほうは信州農業 N B A 研修というものなんですけれども、意欲ある若手農業者の皆様ぜひ参加していただきたいということで実施しておる研修なんですけれども、こちらのほうにつきましては、11月12日の開講で、10月25日締め切りになっておりますので、ぜひ意欲ある若手農業者の皆様方にお声かけいただけたらと思います。

それと、7 ページ、8 ページにつきましては、気象表、生育概況を載せさせていただきましたので、こちらのほうはまたごらんいただければと思います。

私のほうからのご説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、広報まつもと10月の農業委員会の特集記事が発行となりましたので、情報・研修委員長から報告をお願いいたします。

窪田委員長、お願いします。

窪田情報・研修委員長

お手元に広報まつもと10月号の最終稿の原稿があると思います。内容は2点でありまして、1点は、8月5日に行いました農業活性化シンポジウムの古谷部長さんの講演から、鳥獣害対策の留意点等について、参考にしていただければという点をまとめたものでございます。

それから、もう一点が、ちょこっとコラムということで、タイトルが「草刈り作業を暖かい目で」ということで、河西委員さんに書いていただきました。

道路沿いのあぜ草刈りの最中に、自動車の通過時に身の危険を感じたケースというのは、多分私だけじゃなくて多くの方が経験されているんじゃないかな、こんなふうに思うわけでありましてけれども、具体的には、農作業

者を見たら、十分な安全に配慮して通行していただくようにということで改めて呼びかけを行うものと、あわせて、作業員自身も自分の身を守る対策を行って、事故防止に努めてもらうというような内容のものを掲載させていただくということでございますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

清澤補佐、お願ひします。

清澤局長補佐

連絡事項を2点お願ひいたします。

まず、1点目ですけれども、都市計画策定市民会議の委員推薦についてということで、都市計画課から依頼が来ております。

平成22年3月に松本市都市計画マスタープランの見直しが行われて以来、また今年度から来年度にかけて見直しをするに当たりまして、関係する事業者から意見を聴取させていただきたいということで、農業委員会からも委員を推薦させていただきたいという依頼がありました。できれば女性の方ということで、前回の見直しのときには、市農協への推薦依頼がありました。今回は市農協への依頼はないということから、塩野崎委員さんをお願いするというので、ご本人からも承諾をいただいておりますので、皆さんご承知おきください。

2点目ですけれども、机の上に置いてあります黄色のマグネットシールですけれども、今まで現地確認等行っていたときに、不審な目で見られてしまうようなことがあったのかなと思いますけれども、何をやっているのかということが遠目からでもわかっていただけるように、車にこのマグネットシールを張っていただき農地パトロールを行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、本日欠席されている委員さんへの資料につきましては、同じ地区の委員さんでお持ち帰りいただいて、お渡ししていただきますようご協力をお願いいたします。

それから、農地審議関係書類は机の上に置いていってください。

本日荷物が多くなってしまって申しわけありません。スーパーバッグみたいなものは用意してありますので、必要であれば、入り口のところに置いてありますので、お持ちになってください。

それから、お車でお越しの方は、無料認証をこちらでやりますので、お申し出ください。

連絡は以上です。

議 長

ありがあとうございました。

今、松本市都市計画策定市民会議の委員さんに塩野崎さんが受けていただいたというようなことでございますが、先ほど来、議論がございます開発規制のあり方については、この策定審議会で見直しとか何とか、そういっ

たことを議論する機関でございますので、塩野崎さん、よろしくお願いたします。

その他、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

三村委員。

三村農業委員

2点ほどおつなぎします。お願いしたいと思います。

1つですけれども、ここに今、農地パトロールの看板いただきましたが、今、農作物の盗難が多発しております。ついせんだっても、今井地区、地籍は塩尻になりますけれども、シャインマスカットが約600房を被害に遭ったというような、ここへ来て、夜間ですがそういった事例も聞いております。そういった中で、ぜひ啓発活動を、農業委員の立場からもお願いを申し上げたいと思います。

それと、もう一つですけれども、先ほど普及センターのほうから豚コレラの話がございましたけれども、ハイランド管内といいますか、地籍は塩尻ですが、岩垂地区ですが、農場主は今井の〇〇君で、SPF豚を飼育しているわけですけれども、そこも監視農場というような形の中で、彼は人との接触を拒んでおります。人と人との接触なりとか、車とか、いろいろな意味の中で感染を心配しているわけですけれども、そういった中で、来月末ごろになるわけですが、ワクチンの接種ということが始まります。

ご案内のとおり、豚コレラの血清を打って、言うなれば風評被害とか、そういった部分も心配されるということでございますので、どうかそういった部分においても、農業委員の皆さんもしっかりした知識の中で対応いただければと思いますし、それで今井のJAの支所、道の駅もあつたりしますし、JAファーム資材店舗もある中、不特定多数の皆さんが出入りするため、防疫マットを出入り口に敷くようにしております。

そういった中で、何とか感染しないように注意といいますか、対策はとりますけれども、先般のハイランドの理事会の中でも、万が一のときの対策マニュアル等、初期対応をどういうふうにするのかという部分も確認をさせていただきました。いずれにしても、目に見えないウイルスでございますので、また感染すれば、その圃場といいますか、農場を全て殺処分というふうな大変な事態になるわけですので、どうかそんな点も皆さんからいろいろな折にご留意といいますか、関心を持っていただければなど、そんなこともお願い申し上げたいと思います。

議 長

ありがとうございました。

これは、先般、県の〇〇課長からの話でございますが、畜産センターで豚を殺処分したわけでありましたが、一番切ないのは、親豚を飼っていた飼育係の人たちが、非常に体は大きいけれども、なれているそうで、それを殺処分したわけですが、非常に落ち込んじゃって、1週間くらい、もっと、もう10日くらいたっているのかな。気落ちしちゃってどうしようもないというような話を聞いておりまして、非常に今、三村委員の話もあります

けれども、本当に何かどうしようもない、やるせないというような気持ち
でございます。

そんなことでございますが、ぜひまた協力のほどよろしく願いいたしま
す。

ほかに何か皆さんで意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行に協力をいただきまして、ありがとうございました。

これをもって議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 6 番

議事録署名人 8 番
